

令和6年第5回都城市議会定例会付議事件名表（委員会提出議案）

番号	件 名	頁
6 号	都城市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	1
7 号	学校給食費の無償化を求める意見書	4

委員会提出議案第 6 号

都城市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第
109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第
14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

提出者 建設委員会委員長 中田 悟

都城市議会議長 神脇 清照 様

（提案理由）

委員会提出議案第 6 号「都城市空家等の適正管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について」は、空家等対策の推進に関する特別措
置法の一部改正に伴う引用条文の条ずれを修正するため、所要の改正を
行うもの。

都城市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

都城市空家等の適正管理に関する条例（令和３年条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（市の責務） 第４条　市は、<u>法第６条第１項</u>に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	（市の責務） 第４条　市は、<u>法第７条第１項</u>に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第 6 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：議会事務局】

条例名	都城市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	令和 3 年 9 月
制定改廃の 目的・背景	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い生じた条ずれを解消するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う条ずれの修正。		
関係する法令 及びその条項	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 7 条		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備 考	なし		

委員会提出議案第7号

学校給食費の無償化を求める意見書

提出先	{	衆議院議長	参議院議長
		内閣総理大臣	内閣官房長官
		総務大臣	財務大臣
		文部科学大臣	内閣府特命担当大臣

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和6年12月18日提出

提出者 文教厚生委員会委員長 別府 英樹

都城市議会議長 神脇 清照 様

学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食法第1条には、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。」とあり、学校での子ども達の学びを支える上で大切な土台となることが書かれています。

しかし、近年の物価高騰の長期化により、子育て世帯保護者の教育費負担は、学校給食費だけでなく、教材費、学用品費等多岐にわたり、大きな負担となっています。

このような中、令和6年6月に文部科学省が発表した『『こども未来戦略方針』を踏まえた学校給食に関する実態調査』によると、令和5年9月時点で1794自治体中722自治体において、何らかの形で学校給食費の無償化を実施していることが示されました。

これらの自治体の共通した課題が、財政状況による自治体間格差であり、制度の永続性を担保するための財源確保であります。

こうした状況を踏まえ、本市議会は、教育の機会均等を保障する観点から、居住地域における教育費負担の格差をなくすために、学校給食費の無償化は、国の責任において財源確保を行い、すべての自治体が学校給食費の無償化を実施できるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月18日

都 城 市 議 会